

各都道府県知事
広島市長
長崎市長

} 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の「原告」と同じような
事情にあったと認められる者に係る取扱いについて

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「法」という。）第1条第3号に規定する「前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に関し、救護・看護等を行った者については、「被爆者援護法第1条第3号に係る審査の指針について」（平成22年2月23日厚生労働省健康局総務課原子爆弾被爆者援護対策室事務連絡）により、法第1条第3号の審査の指針を周知しているところである。

「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の判決に関しての内閣総理大臣談話（令和3年7月27日閣議決定）に記載がある「原告」と同じような事情にあったと認められる者（以下「原告と同じような事情の者」という。）に係る法第1条3号の解釈及び運用については、下記のとおりとするので、留意されたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準である。

記

第一 原告と同じような事情の者の取扱い

次の1及び2のいずれにも該当する者は、法第1条第3号に該当すると認めることとする。

1 以下の要件のいずれにも該当する者

(1) 黒い雨を浴びた、黒い雨で服が濡れたなど、黒い雨に遭ったことが確認できること（※1）。

（※1）申請者の個々の状況を踏まえ、黒い雨に遭ったことが否定できない場合は、黒い雨に遭ったものとみなして取り扱うこと。

(2) 黒い雨に遭った場所・時間帯、降雨状況、生活状況等が、「原告」と同じような事情にあったことが確認できること。

2 次に掲げる障害のいずれかを伴う疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。以下「11種類の障害を伴う疾病」という。）にかかっている者（※2）

- ・造血機能障害
- ・肝臓機能障害
- ・細胞増殖機能障害
- ・内分泌腺機能障害
- ・脳血管障害
- ・循環器機能障害
- ・腎臓機能障害
- ・水晶体混濁による視機能障害
- ・呼吸器機能障害
- ・運動器機能障害
- ・潰瘍による消化器機能障害

（※2）11種類の障害を伴う疾病にかかっている者とは、申請に基づく審査において、現に11種類の障害を伴う疾病にかかっていることが確認できる者をいう。ただし、過去に白内障の手術を受けたことが確認できる者（眼内レンズ挿入者）は、水晶体混濁による視機能障害にかかっている者とみなして取り扱うこと。

第二 確認方法

第一の1及び2については、次のとおり確認を行うこと。

1 第一の1について

第一の1については、「被爆者健康手帳の交付事務について」（昭和51年3月18日衛企第5号厚生省公衆衛生局企画課長通知）に留意のうえ、

- ・「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の第一審判決及び第二審判決において「黒い雨」が降っていたことについて事実認定に用いられた資料（「原告」が「黒い雨」に遭ったことを事実認定する前提として同訴訟の第一審判決及び第二審判決で用いられた部分に限る。）
- ・「黒い雨」に遭った当時の居住地や通学先、勤務先の分かる書類等を基に、個々の事情を踏まえて確認すること。

2 第一の2について

第一の2については、健康管理手当の支給要件である障害を伴う疾病の有無の認定における確認方法に準じて確認すること（※3）。

なお、診断書は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）様式第19号に定める診断書（健康管理手当用）を流用して差し支えない。

（※3）過去に白内障の手術を受けたことについては、白内障の手術歴があること（眼内レンズ挿入の事実があること）、原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかでないことを確認すること。

第三 適用日

この通知は、令和4年4月1日から適用する。なお、この通知の適用前になされた被爆者健康手帳の交付申請については、令和4年4月1日に申請があったものとみなし、申請書類を補正する等により、同日時点における被爆者健康手帳交付の可否を判断すること。

また、この通知の適用前に、被爆者健康手帳の交付申請と同時に各種手当の申請（※4）を受理したものについては、令和4年4月1日に各種手当の申請があったものとみなすこと。なお、被爆者健康手帳の交付申請と同時に健康管理手当の申請があり、診断書（健康管理手当用）により、11種類の障害を伴う疾病にかかっている者であることが確認できる場合にあつては、被爆者健康手帳交付申請への診断書の添付を省略して差し支えない。

（※4）法第11条第1項の認定の申請、法第24条第2項の医療特別手当の認定の申請、法第25条第2項の特別手当の認定の申請、法第26条第2項の原子爆弾小頭症手当の認定の申請、法第27条第2項の健康管理手当の認定の申請、法第28条第2項の保健手当の認定の申請、法第31条の介護手当の支給の申請